

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案																		
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、<u>団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に</u>届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p> <p>第10条～第16条 省略</p> <p>別表(第12条、第13条関係)</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(休団)</p> <p><u>第7条の2 団員は、やむを得ない理由により長期間消防団活動を行うことができない場合であつて、任命権者(団長にあつては市長を、その他の団員にあつては団長をいう。以下同じ。)が認める場合は、消防団活動を休止すること(以下「休団」という。)ができる。</u></p> <p>2 <u>休団の期間は、3年を超えることができない。ただし、任命権者が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>休団中の団員が消防団活動に復帰しようとする場合は、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>休団中の団員については、次条、第9条、第12条及び第13条の規定を適用しない。</u></p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、<u>任命権者に</u>届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p> <p>第10条～第16条 省略</p> <p>別表(第12条、第13条関係)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>水・火災等災害出動手当</td> <td>1回 3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	省略		水・火災等災害出動手当	1回 3,000円	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水・火災等災害出動手当</td> <td>4時間未満 4,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満 6,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上 8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	省略		水・火災等災害出動手当	4時間未満 4,000円	4時間以上6時間未満 6,000円	6時間以上 8,000円	省略	
区分	報酬額																		
省略																			
水・火災等災害出動手当	1回 3,000円																		
省略																			
区分	報酬額																		
省略																			
水・火災等災害出動手当	4時間未満 4,000円																		
	4時間以上6時間未満 6,000円																		
	6時間以上 8,000円																		
省略																			

三田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表(付則第2項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 省略</p> <p>第4条の2 非常勤消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 省略</p> <p>第4条の2 非常勤消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その</p>

期間は勤務年数に算入しない。

(1)～(3) 省略

以下省略

期間は勤務年数に算入しない。

(1)～(3) 省略

(4) 三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年三田市条例第11号)第7条の2第1項に規定する休団中であるとき。

以下省略